

【予算議案】議第14号 平成28年度中津市一般会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
34	地域振興基金 繰入金	地域振興基金繰入 金	
質問①	地域振興基金の残高、基金の設置目的、当初予算で充当する事業		
答弁	<p>地域振興基金の平成27年度末予定残高は30億円です。</p> <p>地域振興基金は、中津市における市民の連携の強化と地域振興のための事業の費用に充てるため、合併特例債を財源として設置したものです。</p> <p>平成28年度当初予算におきましては、利子収入相当分につきましては、地域振興対策補助金及び周辺地域振興対策推進会議事業に充当しております。</p> <p>元金繰入分につきましては、「中津市総合体育館へのLED照明整備」や「学校給食運営事業」、「第三保育所トイレ整備事業」、「農業公社やまくに生産環境整備事業」など20事業に充当しています。</p>		
質問②	今後の基金の取り崩し予定額、基金の活用方針、地方創生に向け旧下毛地域に重点的に活用する考え方は、		
答弁	<p>平成29年度以降の繰入額につきましては現在未定です。地域振興基金は条例により、「市民の連携の強化と地域振興のための事業の費用に充てる」こととされており、基金設置目的に沿った事業で、かつ新市建設計画に位置づけられた事業に充当することとなります。</p> <p>基本的な活用方針は、その時々々の財政状況を勘案しつつ、基金設置目的に沿った事業で、かつ新市建設計画に位置づけられた事業に充当していきます。</p> <p>平成28年度当初予算におきましては、そうした原則を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧下毛地域における適債性のないハード事業 ・旧下毛地域における財源措置のない特徴的なソフト事業 ・旧中津における適債性のないハード事業のうち建物の機能性を向上する事業（LED化やトイレ水洗化） <p>に充当しております。</p> <p>旧下毛地域への重点的活用については、今後も新市の一体的な発展に向け、地域振興基金の設置目的に沿った事業に充当していく方針は変わりません。また基金の活用は、事業の実施区域ではなく事業の内容によって判断してまいります。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
68	財産管理費	委託料	公共施設等総合管理計画策定業務委託料
質問①	27、28年度の業務内容、計画の完成時期		
答弁	<p>平成27年度は、「公共施設等総合管理計画」策定に必要な固定資産台帳の整備及び「公共施設白書」の作成です。平成28年度は、「公共施設等総合管理計画」策定に係る支援業務と統一的な基準による財務書類作成に係る支援業務とな</p>		

	<p>っています。</p> <p>※平成 29 年度に平成 28 年度決算に係る新公会計での財務書類を作成する。</p> <p>計画の完成時期は、平成 29 年 2 月の公表を目指しています。なお、骨子については、平成 28 年 9 月を目途に完成させ、中期実施計画に活かせるよう取り組んでまいります。</p>		
質問②	更新に必要な財源が明らかになる時期、今後の新規事業と公共施設等総合管理計画との整合、公共施設の統合方針の決定の手続き、		
答弁	<p>更新に必要な財源が明らかになる時期は、「公共施設白書」を本年 4 月（平成 28 年 4 月）に公表予定としており、「公共施設白書」において、今後の更新に要する費用の推計を明記する予定です。</p> <p>今後の新規事業と公共施設等総合管理計画との整合については、「公共施設等総合管理計画」策定後は、その計画に則り新規事業の企画立案（ローリング等）及び予算編成を行っていきます。また、計画との整合性を図る上でフォローアップを定期的に行い、公表していく所存です。</p> <p>公共施設の統合方針の決定の手続きについては、「公共施設等総合管理計画」策定につきましては、庁内委員会である「(仮称) 公共施設等検討委員会」を設置し、基本方針としての施設管理方針を決定する予定であります。さらに、委員会には分科会を設置して、施設の種別ごとに計画を策定していく考えであります。</p> <p>最終的な計画の決定に関しましては、素案の段階で市民に広く公表し、計画に対する意見等を頂き、それを考慮した形で決定いたしたいと考えております。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
72	企画費	負担金補助及び交付金	UJI ターン推進事業費
質問①	空き家改修事業補助金の平成 27 年度実績、28 年度の見込み、26 年度、27 年度の移住者数、補助金を請求した率、		
答弁	<p>空き家改修事業補助金の平成 27 年度実績ですが、合計 5 件で、補助金合計額が 1,880 千円です。</p> <p>平成 28 年度は 1 件当たり 500 千円の 8 件で 4,000 千円を見込んでいます。</p> <p>市外からの移住者数は、空き家バンクを通じて移住した方のみ把握していますが、平成 26 年度が 8 世帯 18 名、平成 27 年度は現時点で 7 世帯 21 人です。</p> <p>空き家改修補助金を活用した移住者は、平成 26 年度が 8 件中 3 件で 38%、平成 27 年度が 7 件中 2 件で 29%です。</p>		
質問②	空き家改修補助の利用者が少ない理由は、		
答弁	改修不要な空き家物件が登録されると、すぐに借り手や買い手が見つかり成約に至りますので、補助金を利用しないケースもあります。そのため、利用率は低くなります。		

ページ	目	節	説明欄の事業名
74	企画費	報酬	地域おこし協力隊活動事業費
質問①	協力隊の平成 27 年度の配置人数、居住場所、欠員となった理由、平成 28 年度の予定数、		
答弁	<p>地域おこし協力隊につきましては、平成 27 年 4 月から合計 10 名の隊員を募集いたしまして、現在の配置人数は本耶馬溪に 1 名、耶馬溪に 2 名、山国に 3 名の合計 6 名の隊員を配置しています。</p> <p>居住場所は、本耶馬溪が跡田地区に 1 名、耶馬溪が柁木地区に 1 名、行広・梶ヶ原地区に 1 名、山国が宇曾元地区に 1 名、桑鶴地区に 1 名、灰土地区に 1 名です。</p> <p>欠員となった理由ですが、10 名の募集に対して応募数が合計 15 名で、この内 6 名を採用、6 名が途中で辞退、3 名を不合格といたしました。</p> <p>今後不足分の 4 名につきまして引き続き募集を行い、当初の予定通り 10 名の配置を目指していきます。</p>		
質問②	既に配置している 6 名の内、兼業の届をしている人数、仕事のあっせん実績、人口が激減している集落に居住できない理由		
答弁	<p>兼業届の提出や仕事のあっせん実績ですが、隊員にはそれぞれ将来の目標があります。具体的には、林業振興、地元産野菜等を使ったお菓子づくりなど、将来の就業に向けて、ネットワークづくり、研究会への参加等の取り組みを始めていますが、兼業の届出対象となるような業務を行っている隊員はおりません。</p> <p>地域おこし協力隊員の住居につきましては、基本的に所属する支所管内の空き家に居住することにしていますが、貸していただける空き家を探した結果、物件に限られることから、現在の居住状況になっています。</p> <p>議員が言われますように人口が激減している地域に居住してもらうことも望ましいと考えますが、居住地を選択できるほど、貸していただける空き物件がないという現状であります。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
74	企画費		買い物支援事業費
質問①	店舗運営委託料の積算の根拠、平成 27 年度の収支予測、商品の地元産品率、買い物客数		
答弁	<p>収入としては、売上高 18,780 千円を見込んでおり、その 5%が販売受託料となりますので 939 千円になります。</p> <p>支出として、パートタイム 5 名分の人件費に 5,906 千円、広告宣伝費などの販売促進費 897 千円、包装材などの消耗品費 607 千円、修繕費 216 千円、電話代・店舗責任保険料の役務費 84 千円、冷蔵ケースの保守管理委託料に 156 千円、マット・モップの使用料 61 千円、コアやまくにの運営管理費 1,014 千円で、計 8,940 千円を見込んでいます。</p> <p>収入 939 千円から支出 8,940 千円を差し引きますと 8,001 千円のマイナスとなりますので、店舗運営委託料を 8,000 千円といたしました。</p>		

	<p>市からの運営委託料を除いた平成27年度6月から3月までの収支見込みですが、売上高15,700千円で収入740千円、支出10,130千円となり、9,390千円の赤字を見込んでいます。</p> <p>みんなのお店は、肉、魚、豆腐、調味料等を主体に日常生活の必需品を主として取り扱う目的で設置し、商品の仕入れ先は、「地域の商店から」を基本としています。従いまして、バナナ、リンゴ等の果物、お菓子、アイスクリーム、衣類などの商品は地元産ではありませんが、仕入れ先は100%地域の商店としており、地域内にお金が循環するようにしています。</p> <p>なお、1月の総売上品数のうち地元産の豚肉等、地元産品の販売品数割合は、22%です。</p> <p>買い物客数については、平成28年1月末までの8か月間で延べ16,023人、営業日1日平均77人の方に利用頂いております</p>		
質問②	地域おこし協力隊が2名配置されているのに、過疎化対策と言えども800万の委託料（赤字）は高すぎると考えなかったのかどうか、		
答弁	<p>地域おこし協力隊については、来年度より予定している地域で取れた野菜等の農作物の販売に関し、店舗まで持ち込めない高齢者などの農家の野菜販売に向けて地元との調整、各農家宅までの集荷や商品のラッピングなどの業務を行う予定です。</p> <p>買い物支援事業として、通常の店舗運営以外で今後の新たな展開を図る戦力であると考えています。加えて、地域行事等に参加し、地域づくりにも積極的に関わることも業務としています。従いまして、地域おこし協力隊員の業務と委託費の対象としている業務は別の内容となっています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
268	街路事業費		街路事業費
質問①	都市計画道路宮永角木線の土地購入物件の件数、補償の件数、市の全体事業費、財源内訳、完成年度、県事業分の工事着手の時期		
答弁	<p>土地購入物件の件数は4件、補償の件数は、4戸を予定しております。</p> <p>市施行分の全体事業費は、概算で約19億6400百万円となっております。</p> <p>財源内訳は、平成28年度事業費が190,865千円となっており、この内訳と致しましては、国費104,400千円、起債81,100千円、一般財源5,365千円となっております。</p> <p>完成年度は、平成33年度末を予定しております。</p> <p>県事業分の工事着手時期は、大分県が施行する区間、主要地方道中津高田線（角木工区）道路改築事業として平成27年度から事業化されております。本年度は、大分県漁業協同組合、河川管理者等と協議を重ねながら、整備に関する計画、設計を検討していると伺っております。</p>		

ページ	目	節	説明欄の事業名
292	教育振興費	委託料	教育振興事業費
質問①	学びの教室事業委託料の内容、総合戦略プランの学力上位層対象講座とステップアップ講座の関係は、ステップアップ講座の対象者は、		
答弁	<p>学びの教室事業委託料の内容の1点目として、基礎基本の定着を目指す学びのすすめ塾です。小学校4年生から6年生を対象としたものと中学生1年生から3年生を対象とした夏休み・冬休み・春休みを中心とした講座です。</p> <p>2点目が児童養護施設への出前教室ということで清浄園、ヨゼフ寮への出前教室を実施するという事です。</p> <p>3点目が短期留学によるジュニアグローバルリーダーの育成で、今年度からグアムの現地校への短期留学を行いましたので、それを平成28年度も継続するという事です。</p> <p>4点目が中学校卒業までに3級の英検を取得するという学びのすすめ英検塾です。</p> <p>5点目が学力向上とグローバル化に対応した人材育成を目指す中学生を対象としたステップアップ講座となっています。</p> <p>総合戦略プランの学力上位層対象講座とステップアップ講座の関係は、総合戦略プランでは学力上位層対象講座となっていますが、事業名としてはステップアップ講座としています。事業名を変更した理由は、分かりやすい表現としたこと、応募にあたっては子どものやる気が大切という視点から表現を変更しました。</p> <p>ステップアップ講座の対象者は、応募要領の趣旨及び具体的な学習内容を明記するなどしてリベート大会や英語スピーチ大会まで見通したうえで意欲のある市内の中学生を対象としています。</p>		
質問②	通知表で平均4以上等の成績上層の生徒を募集するのか、募集の方法は。		
	<p>通知表の結果で選定するような募集はしません。思考力、判断力、表現力を養う問題解決の場面、リベート大会や英語スピーチ大会などの経験を通して、中学校での授業や行事においてリーダーとして活躍をする、そのような子ども達を募集してステップアップ講座を開催するものです。</p>		
質問③	いわゆるやる気のある子どもはどんどん応募してくださいと言うことですね。学力上位層を対象としたものではないということで良いのか。		
答弁	<p>いわゆる学力上位層のみを対象としたものではありません。募集要領にあります趣旨及び具体的な学習内容に積極的に取り組む意欲のある生徒を対象としています。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
300	学校管理費	消耗品	小学校保健衛生事業費
質問①	フッ化物洗口事業の購入品と予算額、対象校は、試行なのか、学校選定の理由、全国、県下での集団洗口の実施率、使用する薬剤、商品名、洗口液の濃度、洗口の頻度、使用上の注意、取扱い上の注意、保護者・子ども・教職員の理解をどのように深めるのか、集団洗口は強制か、安全性の確保、緊急時の対応、フッ化ナ		

<p>答弁</p>	<p>トリウムが健康に与える影響、下水道に与える影響は、(放流基準 8ppm)</p> <p>購入品は、洗口液、洗口の容器、紙コップ、保冷庫などを消耗品として購入し、予算額 20 万円を計上しています。</p> <p>平成 28 年度より三郷小学校で試行を行います。学校選定の理由は、市では家庭におけるフッ化物洗口を実施しています。しかし三郷小学校では日田市と隣接しているため掛かり付けの歯科医院は中津市よりも日田市に行くことが多い状況にあります。中津市の本事業を利用したくても利用できない児童が多い地域のため学校、地域が協力して三郷小の生徒の歯を守るため地域協力校として実施することとしました。</p> <p>集団洗口の実施率は、全国で集団洗口をしている実施率は平成 24 年の 3 月の時点で 799 市町村、実施率は 46%となっています。県下では、津久見市で平成 27 年より実施していましたが諸事情のため一時中断して 28 年 1 月 15 日より再開、豊後高田市で 28 年度より幼小中で実施、日田市では 28 年度より小学校 2 校で実施、玖珠町は 28 年度より小学校 1 校で実施、別府市は 28 年度より小学校 1 年生より段階的に実施、国東市では小学校 1 校で実施、杵築市は小学校 1 校で実施し、28 年度よりすべての小学校で実施、姫島村はすでに小中学校で実施しています。</p> <p>使用する薬剤の商品名はビーブラント、洗口液の濃度は 0.1%、洗口の頻度は週 2 回です。</p> <p>使用上の注意として、1 分間口の中で洗口液を歯全体に行き渡らせ、飲み込まないようにすることとなっています。取扱い上の注意として、開封後は要冷蔵保管、1 か月の保存期間となっています。</p> <p>保護者・子ども・教職員の理解については、保護者説明会を 2 回実施、職員への説明会は 6 回実施しています。子どもへの説明もフッ化物洗口事業の際に、掛かり付けの歯科医より保護者とともに説明を受けています。三郷小学校については 4 月 18 日の PTA 総会時に歯科医師によりフッ化物洗口の効果と安全性について説明会を実施します。洗口希望者を取って、希望者のみ学校においてフッ化物洗口を実施するという事になっています。</p> <p>安全性の確保については、現在家庭におけるフッ化物洗口液同様の薬剤を使用することとしています。希釈液ではなく規定の濃度に薄められた原液剤を使用するため実施にあたっては人為的なミスはないものと考えています。</p> <p>緊急時の対応については、フッ化物洗口のことでは何らかの問題が生じた場合には、学校は速やかに教育委員会に連絡し、その後各関係機関で協議対応することとしています。</p> <p>フッ化ナトリウムが健康に与える影響について、大分県下で薬剤師が希釈して活用されているフッ化物洗口液は、フッ化ナトリウムを主成分とする顆粒状で劇薬とされていますが、適切に希釈し使用すれば健康被害等の問題はなく、現在中津市で使用しているフッ化物洗口液（ビーブラント）は薬事法の許可、承認を取得した医薬品として使用されています。</p> <p>下水道に与える影響について、フッ化物洗口後の廃液は、学校で使用される大</p>
-----------	--

	量の水で希釈されるため低濃度になって排出されるため影響はありません。		
質問②	WHOはフッ化物使用の制限で6歳未満は禁忌としています。使用してはならないという意味です。日本の基準が非常にゆるくて4歳以上の使用が好ましいとしています。絶対安全と言い切ってしまうことに危惧をしている。フッ化ナトリウムが健康に与える影響等のリスクは詳しく保護者へ説明するのか。すべての保護者に対する説明の方法、同意書を取るのか、事故、副作用が出た場合の責任はだれにあるのか、試行であれば、健康被害や誤飲等の課題が出た場合や希望者が少なかった場合は、年度途中や来年度以降で取りやめるということになるのか。下水道に与える影響で、薄めるから大丈夫だということはある得なくて、下水道の放流基準は8ppm、フッ化物は下水道では処理できない。大量の水で希釈されることだが、この時間帯は家庭でも水をあまり使用しない、学校でも水の使用量が少ない、給食センターも下水道につながっていない中、そんなに希釈されるという認識があるのか。		
答弁	<p>今回三郷小学校で使用するビーブランドについては、既に希釈済みの溶液なので、基本的に濃度を調整した商品なので危険性はないと思っています。</p> <p>保護者に対する説明の方法、同意書については、洗口の希望書・同意書を取り、希望者のみのフッ化物洗口を行うこととしています。</p> <p>事故、副作用が出た場合の責任の所在は、現時点でフッ素そのものが原因の事故や副作用の報告がありませんので、実施にあたって問題ないと考えているが、仮に問題が発生した場合は、教育委員会を含め責任の所在を明らかにしたい。</p> <p>下水道の件について、実際の例として学校で一斉にフッ化物洗口を行ってもその日の下水中のフッ化物濃度は0.2ppm。この濃度は緑茶と同等、あるいはそれ以下の濃度です。これは、洗口後の学校で使用された大量の水で希釈されるそうです。水質汚濁防止法によって、下水道中のフッ化物濃度が規制されていますが、一般の排水では15ppm以下となっています。</p>		
質問③	フッ化物の排水基準の15ppmは海域に放流する場合の基準で、河川の場合は8ppmのはずです。ビーブランドの品質表示で、使用上の注意が明示されています。事故、副作用が出た場合の責任は教育委員会ということですが、リスクも含めた十分な説明のもとで同意を取らなければ、予算を審議した私たち議員にも道義的責任が発生するというのがこれまでの判例です。再度お聞きしますが、同意率を高めるために安全性だけを説明するのではなく、健康被害等のリスクも十分説明した上で同意を取るということで理解してよいのか。		
答弁	今、ビーブランドは家庭におけるフッ化物洗口で使用している薬品と同様です。そういう意味で安全性はありますが、学校での洗口については安全性、マイナス面を含めて十分保護者に説明します。		
ページ	目	節	説明欄の事業名
310	幼稚園費	委託料	豊田、北部幼稚園改築事業費
質問①	実施設計の内容、北部幼稚園の地質調査の場所、		
答弁	豊田幼稚園の実施設計は、庭園を含む外構の実施設計を計上しています。		

	<p>北部幼稚園の実施設計は、園舎改築に関わる実施設計を計上しています。</p> <p>北部幼稚園の地質調査の場所については、現在の北部小学校周辺での改築を検討しており、その候補地の調査経費を計上しています。</p>
質問②	北部幼稚園の建設、移設に至った理由
答弁	<p>北部幼稚園の移設に至った理由は、園舎の老朽化の問題、隣接する北部小学校の敷地の狭小による両方の問題を解決する方策として移設して改築することが望ましいと判断したところです。</p>

【予算議案】議第16号 平成28年度中津市公共下水道特別会計予算

ページ	目	節	説明欄の事業名
120	公共下水道建設費	委託料	公共下水道建設事業費
質問①	内水ハザードマップ策定（H26.27）の進捗状況、平成28年度委託業務内容、完成時期、雨水幹線、ポンプ場の建設は最短でいつごろになるのか。		
答弁	<p>下水道事業計画区域の内水ハザードマップの作成については、平成26年度より5年計画で策定中です。今年度末までに3区画に分割した計画区域1,434haの内、2区画760haの基礎調査、内水浸水想定区域図の作成、浸水要因の分析等の浸水状況検討業務を行っています。</p> <p>平成28年度委託業務内容として、計画区域1,434haの内、残りの1区画674haの浸水状況検討業務を行います。</p> <p>内水ハザードマップの完成時期については、平成29年度に下水道事業計画区域の浸水状況の検討結果を基に、重点対策地区の設定、雨水対策の具体的検討や優先順位の検討を行います。その後、内水ハザードマップの原案の作成、合意形成、原案の修正等が必要となりますので、完成時期につきましては平成30年度になる予定です。</p> <p>中津市雨水基本構想の年次スケジュールでは、内水ハザードマップの作成や雨水計画の見直し後、調査結果を踏まえた上で、改修等が必要となる雨水管渠や排水ポンプ場計画、財政計画等を、平成31年度に雨水事業計画変更認可申請を国に行う予定であります。</p> <p>従いまして、調査結果で改修等が必要となる場合の建設開始時期については、平成32年度以降になると考えています。</p>		
質問②	計画策定を前倒しできるように国に働きかけするつもりはないのか。		
答弁	<p>「下水道雨水基本構想策定事業」は、国庫補助事業として5カ年計画で現在実施しています。今年度も浸水状況検討調査の前倒しのお願いを県や国にしましたが、事業費の補助予算配分枠がありできませんでした。</p> <p>頻発する集中豪雨の内水浸水の被害を最小限に防ぐためにも、今後も雨水基本構想策定作業の早期完了に向けての前倒し要望は行って参りたいと考えています。</p>		

【条例議案】 議題 46 号 幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

<p>質問①</p>	<p>改正前の第 4 条第 2 項の保育料の半額の規定、改正前の第 5 項の徴収期日はどこに規定されるのか、改正後の第 4 条第 2 項第 1 号、2 号の規則で定める保育料の額は、附則の第 2 項の施行後 1 年以内に、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとは、募集の周知の時期、方法、なぜ試行を急ぐのか、12 月議会で決議が出なければどう試行を行うつもりだったのか。</p>
<p>答弁</p>	<p>保育料の半額の規定、徴収期日は、今回の条例改正で保育料を規則で定めることに伴って規則の中で定めるようにしています。</p> <p>保育料の額は、5 歳児は現行の月額 5500 円、4 歳児は認定こども園の 1 号認定と同額としました。預かり保育料は、5 歳児は現行の保育料（16 時 30 分まで月額 5500 円、18 時まで 7200 円）、4 歳児は保育料を民間事業者と同額することに伴って民間事業者の預かり保育料を勘案して設定し、16 時 30 分まで月額 3100 円、18 時まで 5000 円としています。</p> <p>施行後 1 年以内に、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとは、今回の 2 年教育の試行に関する基本方針については平成 28 年度に限るものとしており、平成 29 年度以降は今後の幼児教育専門部会において協議を行うこととしています。附則第 2 項の必要な措置を講じるとは、平成 28 年度に行う幼児教育専門部会の中で 2 年教育の検証、待機児童現状を踏まえた対策や官民のバランス、市民ニーズ、その他市民全体の幼児教育推進について協議を行い、総合的に勘案検討した結果に基づき、平成 29 年度の公立幼稚園 2 年教育の方針を示していくという前向きな意思を条例の中に規定したものです。</p> <p>募集の周知の時期・方法は、3 月 15 日号の市報で 3 月 14 日以降に学校教育課に問合せを頂くようにしています。</p> <p>なぜ試行を急ぐのかについては、幼児教育の複数年の教育は民間も教育委員会、幼稚園現場も意見が一致しており、そこでパイロット校を指定してその試行の状況を随時検証しながら平成 28 年度の幼児教育専門部会で内容、制度を含めていろんな協議を深める必要があるためです。</p> <p>試行して様々な課題が見えてくる中で、今後の幼児教育を考える幼児教育専門部会で 1 年をかけて 2 年教育の実現を目指す方向で十分協議しなければ本来の協議にならないと考えます。試行しなければわからない、試行したからこそ次のステップにつながる可能性があります。今回まさにそのような状況にあると考えています。</p> <p>12 月議会で決議がなかった場合の対応について、2 年教育については教育委員会も前向きに考えていたので基本的な考え方を基本方針として策定し、教育委員会を中心に民間事業者、幼稚園現場と協議し調整を重ねて、試行に向けて準備を行うよう考えていました。</p>
<p>質問②</p>	<p>3 月 15 日号の市報は議決前（3/7）に発送されるので議会軽視ではないか。</p> <p>改正第 4 条第 2 項第 1 号で、子どものための教育・保育に関する利用負担額を定める条例の規定を適用するということは、昨年 3 月議会で本条例の改正が</p>

	<p>必要だったのであって、2年制をしなくても条例の不備で今回の条例改正が必要だったのでは。保育料、半額の規定、徴収期日を定める規則は、子どものための教育・保育に関する利用負担額を定める規則なのか。預かり保育の半額は4歳児か5歳児か。4歳児と5歳児の保育料が違う理由は、幼児教育検討会議（幼児教育専門部会）で十分に論議したうえで実施すべき事業とは考えなかったのか。29年度以降の見通しがない中で300万円以上の予算を使って試行する意味は。</p>
答弁	<p>29年度以降の見通しがない中で試行する意味について、今回の試行は1年としてその後は平成28年度の試行の状況を見てより良い方向を議論することとしている。幼児教育は複数年で行うべきということは幼稚園現場、民間事業者と意見が一致しているところであり、今後は試行の状況を見ながらベストな方向を前向きに議論することが大切であると考えており、試行をすることで議論が深まるものと考えています。</p> <p>募集の周知の時期について、市報ではあくまでも「3月14日以降に学校教育課へのお問い合わせを」という文面なので、議会軽視ではないと思っています。これまでも11月、12月号で試行を検討していますとの掲載をしています。</p> <p>今回の改正は、幼稚園2年制の試行にともなう4歳児の保育料の設定を目的としたものであり、試行を行わない場合は条例の改正はありません。</p> <p>改正前の保育料については条例で定めていましたが、今回の改正で公立幼稚園の4歳児の保育料を認定こども園と同額とするために、これは国の公定価格に変更があり保育料を改定する場合もあるので条例改正では対応ができないということで、条例では上限を定めて実際の保育料は中津市の保育料等の規則のなかで制定することとしています。</p> <p>4歳児と5歳児の保育料の違いは、4歳児は民間保育事業所とのバランス、民間の認定こども園の応募状況、他市の状況、待機児童の状況に加え、保育料の減免制度で小学校3年生までの2人目は半額、3人目は無料となっており、家庭の個々の状況により負担額が異なることや国において5歳児の幼児教育の無料化も議論されているため試行案として5歳児は変更しないが、4歳児は民間と同様とすることとしています。</p>
質問③	<p>1月22日定例教育委員会で、幼稚園関係者である梅高教育委員から「試行によってやめるということもあるのか。」との質問に、「試行はH28年度に限ったもので、29年度以降は子ども子育て会議の検討会議で協議を行う。平成29年度以降には何園か認定こども園に移行する予定なので、そうすると2年制は必要なくなることも考えられるかもしれない。」と答弁しているが、何のための試行なのか。</p>
答弁	<p>試行を行った結果によっては、試行の中止もあり得るのかという質問があったが、教育委員会としてはあくまでも幼稚園教育の2年制を推進して行く方向なので、幼児教育専門部会においても前向きな考えで試行については考えていきたい。</p>